

平成25年9月20日

自由民主党長野県支部連合会

会長 吉田博美様

国の施策に関する

要望書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題
が山積する中、長野県市長会では、8月29日開催の第133
回総会において各市から提案された別紙事項について、関係
機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の
御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会に
おいて審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっ
ておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せて
お願い申し上げます。

平成25年9月20日

自由民主党長野県支部連合会

会長 吉田博美様

長野県市長会会長

松本市長 菅谷昭

平成25年9月20日

民主党長野県総支部連合会

代表 北澤俊美様

国の施策に関する

要望書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題
が山積する中、長野県市長会では、8月29日開催の第133
回総会において各市から提案された別紙事項について、関係
機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の
御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会に
おいて審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっ
ておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せて
お願い申し上げます。

平成25年9月20日

民主党長野県総支部連合会

代表 北澤俊美様

長野県市長会会長

松本市長 菅谷昭

国に対する提案・要望事項目次

1 消防救急無線のデジタル化整備費用に対する財政支援について	1
2 少子化に係る国の積極的な取り組みについて	2
3 バリアフリー化等、公共交通の利用環境改善に対する支援について	3
4 番号法案に係るシステム改修費用等の財政措置について	4
5 国民健康保険事業に係る国の財政支援の拡充及び広域化の早期実現について	5
6 子宮頸がん予防ワクチンを含む定期の予防接種について	6
7 がん検診推進事業の国庫補助継続について	7
8 風疹予防接種助成費用の補助について	8
9 介護保険制度における軽度の認定者を保険給付外とする件について	9

10 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について	10
11 果樹共済作物の適用拡大について	11
12 有害鳥獣対策予算の確保について	12
13 堆肥舎等の既存施設の維持修繕への支援制度の創設について	13
14 ため池耐震事業の制度の見直しについて	14
15 新規就農・経営継承総合支援事業の拡充について	15
16 耕作放棄地再生利用緊急対策の継続について	16
17 松くい虫防除に対する補助金の拡充と抜本的な対策について	17
18 地方特定道路整備事業（交付税措置のある起債事業制度）の継続について	18
19 スマート I C（高速道路利便増進事業）の財源確保と制度の恒久化について	19
20 都市公園整備事業[遊具の更新]の制度強化について	20

21 狹あい道路整備等促進事業補助制度の期間延長について……………21

22 危険な空き家に対する解体撤去等の対応について……………22

1 消防救急無線のデジタル化整備費用に対する財政支援について

消防救急無線デジタル化への円滑な移行を図るため、当該整備に適債の防災対策事業の地方債充当率及び地方交付税措置率の引上げを行うよう要望します。

2 少子化に係る国の積極的な取り組みについて

少子化の急速な進行等により人口減少が続く中で、多くの地方自治体が少子化対策や定住・移住施策などの人口増対策に取り組んでいます。しかしながら、人口減少の根本的な解決を図るためにには、合計特殊出生率の回復による実質的な人口増加を図る必要があります。

国の少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」がまとめられたところですが、地方自治体が地域の実情に応じて結婚から妊娠、出産、子育て全般にわたる支援施策を継続的、安定的に取り組むことができるよう、国として、次の事項について、実現するよう要望します。

- 1 婚化対策として行う婚活支援事業や結婚相談事業に対する財政措置を講じていただくこと。
- 2 妊婦健康診査について、健診内容の充実と妊婦の経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置を講じていただくこと。
- 3 乳幼児及び義務教育の児童生徒の医療費無料化制度を創設していただくこと。
- 4 安心こども基金について、対象事業の拡充を図り、継続していただくこと。
- 5 多子世帯の経済的負担を軽減するために実施される保育料減額措置を拡充し、十分な財政措置を講じていただくこと。
- 6 放課後児童健全育成事業について、地域の実情に応じて障害児の受入れや開設日数、児童数など柔軟に事業が展開できるよう更なる充実を図るとともに、十分な財政措置を講じていただくこと。

3 バリアフリー化等、公共交通の利用環境改善に対する支援について

バリアフリー化など、生活交通の利用環境の改善は、官民一体となって強力かつ計画的に推進すべきです。

地域が取り組むそれらの事業に対する支援のため、国においては、十分予算を確保するとともに、補助率どおりの交付を行うよう要望します。

4 番号法案に係るシステム改修費用等の財政措置について

社会保障や税等の情報を共通の番号で管理する番号法が成立し、平成27年度には通知カードによる個人番号の通知、平成28年度には個人カードの交付及び個人番号の利用開始が計画されています。

当該システムの改修にあたっては、市町村ごとに既存住民基本台帳等システムの改修が必要となります。これらに要する経費について財政措置を講じるよう要望します。

5 国民健康保険事業に係る国の財政支援の拡充及び広域化の早期実現について

市町村国保を取り巻く情勢は、医療費の伸びなどから依然として厳しい財政状況にあり、今後も巨額な財政赤字を抱える構造が継続するものと推測されることから、国民健康保険事業に対する国庫負担を増額するよう要望します。

また、当面、地域経済の落ち込みによる国保税収の減少に対するカバーワンについて、国の財政支援の増額を図るよう要望します。

また、国庫負担の増額が実現するまでの間の暫定的措置として、普通交付税による国保財政基盤安定対策を講じるよう要望します。

更に、医療費抑制努力等が保険料に反映されるなど、制度設計に基づく市町村国保の都道府県広域化の早期実現に努めるよう要望します。

6 子宮頸がん予防ワクチンを含む定期の予防接種について

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種は、平成25年4月から定期予防接種となつたばかりであるにもかかわらず、子宮頸がんについては、6月14日付厚生労働省健康局長名で、積極的勧奨差し控えが勧告されました。

今後の接種については、対象者自身が希望すれば可能とのことであります、判断できる十分な情報がないため、国において早急に示すよう要望します。

また、今後新たな予防接種導入に際しては、十分に情報を提示し、市町村行政に混乱をきたさないよう配慮することを要望します。

7 がん検診推進事業の国庫補助継続について

がん検診推進事業として、平成21年度から女性特有の子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポン検診が、5歳刻みの節目年齢の者に対して実施されています。

この事業は、単年度ごとの実施要綱により取り組んできていますが、来年度以降も事業（国庫補助）を継続するよう要望します。

8 風疹予防接種助成費用について

過去に風疹の予防接種を受ける機会がなかった等により、接種率の低かった世代を中心に全国的に風疹が流行しています。

予防接種制度の谷間の世代が任意に予防接種を受ける際、妊娠を予定している女性及び妊婦の夫に対し、市町村が助成することができるよう、国庫補助制度を創設するよう要望します。

9 介護保険制度における軽度の認定者を保険給付外とする件について

介護保険制度において軽度の認定者（要支援1・2）を保険給付から除外する検討が行われていますが、給付外とする場合には、利用者に混乱が生じないよう十分な準備期間の設定と財政的な支援を講じるよう要望します。

10 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施する廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額を確実に交付することを要望します。

また、エネルギー回収推進施設及び最終処分場に係る用地費並びに周辺環境施設整備に要する費用についても、新たに交付対象とするよう要望します。

11 果樹共済作物の適用拡大について

農業災害補償法では、リンゴ、ブドウ、モモ、ナシ、オウトウ、ビワ、柿、栗、梅、スモモ等を共済の対象作物としていますが、それ以外の、くるみ、あんず、ブルーベリーを対象作物とした果樹共済制度を創設するためには、農業災害補償法の対象品目にする政令改正が必要です。

よって、くるみ、あんず、ブルーベリーを農業災害補償法の対象とするための政令改正を行うよう要望します。

12 有害鳥獣対策予算の確保について

平成25年度の鳥獣被害防止総合対策交付金については、各県からの要望に対し、国からの交付額充当率が低く、市町村における有害鳥獣対策の実施に大きな影響を与えているため、対策に必要な予算を十分確保するよう要望します。

13 堆肥舎等の既存施設の維持修繕への支援制度の創設について

農業水利施設については、既存施設の有効活用や長寿命化を図るストックマネジメント事業がありますが、堆肥舎等の建物・設備には同様の支援制度がありません。

今後、既存の施設を如何に長く活用するかが課題となる中、堆肥舎等の施設についてストックマネジメントと同様の事業を創設するよう要望します。

14 ため池耐震事業の制度の見直しについて

東日本大震災では、東北地方を中心にため池等の農業水利施設が被災し、3個所のため池が決壊しました。ため池の耐震化を促進するため、耐震改修に関する補助事業における地元負担率の軽減と調査費の全額国費補助の延長を行うよう要望します。

15 新規就農・経営継承総合支援事業の拡充について

新規就農・経営継承総合支援事業につきましては、親元就農の場合は要件が厳しく、後継者の多くが助成対象とならないのが現状です。

親元就農者の農地の所有権及び利用権に関する要件等の緩和を行い、地域農業技術の円滑な継承のために農家子弟が親元就農する場合も、青年就農給付金の助成対象となるよう制度を拡充（要件緩和）するよう要望します。

16 耕作放棄地再生利用緊急対策の継続について

耕作放棄地の解消は全国的な課題であり、耕作放棄地再生利用緊急対策事業は、耕作放棄地の再生利用を促進する動機付けとして大変有効なものとなっています。

また、耕作放棄地は、再生の取組を行っても、一方で新規発生や荒廃度合の進行も認められる現状があり、更なる取組の拡大が必要となっています。

よって、当該緊急対策は要綱により平成 21 年度から 25 年度までとなっていますが、26 年度以降も継続するよう要望します。

17 松くい虫防除に対する補助金の拡充と抜本的な対策について

松くい虫の被害地域において、被害木の駆除を行い防除を進めてきましたが、被害木の全量処理ができないため、市内全域に拡大しています。

被害木の全量処理ができるよう十分な予算確保と、被害を撲滅できる新たな対策を講じるよう要望します。

18 地方特定道路整備事業（交付税措置のある起債事業制度）の継続について

平成4年度に国土交通省と総務省が連携し創設した、地方特定道路整備事業（交付税措置のある起債事業制度）は、平成24年度まで継続されましたが、今年度廃止となりました。交付金事業のほか、この事業制度を活用して、市道の整備を進めていることから、地方特定道路整備事業を継続するよう要望します。

19 スマートＩＣ（高速道路利便増進事業）の財源確保と制度の恒久化について

スマートＩＣ整備事業は、インターチェンジ間隔の平均を欧米並みの約5kmに改善することを目標に全国で約200箇所の整備が予定されましたが、その後の料金割引制度拡充や東日本大震災により整備財源が目減りし、昨年約110箇所に削減され、整備を目指す市町村にとっては厳しい状況になっています。

よって、高速道路利便増進事業によるスマートＩＣ整備の今後の情勢が不透明であるため、新たな財源確保や制度の恒久化措置を講じるよう要望します。

20 都市公園整備事業[遊具の更新]の制度強化について

都市公園の遊具の老朽化が進んでおり、利用者の安全確保が大きな課題となっています。また、高齢化社会の進展等に伴い、公園への健康遊具の設置、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等、公園施設の充実、整備の必要性が高まっています。

都市公園の遊具更新等を対象とする社会資本整備総合交付金の「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」は、平成21年度から5年間の平成25年度までとなっていますが、引き続き必要箇所の整備を図るため、事業制度の存続、強化を講じるよう要望します。

21 狹あい道路整備等促進事業補助制度の期間延長について

県内には、幅員4m未満の狭あい道路が数多く存在し、良好な住環境を形成していく上で大きな課題となっており、通行や環境衛生の向上と、消防・救急活動の円滑化を図るため、幅員4m以上への拡幅整備を促進する必要があります。

また、事業を推進していく上で財源的に、国の補助金が大きなウエイトを占めています。

狭あい道路整備等促進事業制度は、安全で良好な生活環境の向上を図るため、狭あい道路の解消事業に対する補助制度として平成21年に創設され、平成25年までの事業について補助することとなっていますが、いまだに多くの狭あい道路が存在することから、本事業が円滑かつ継続的に実施できるよう期間を延長するよう要望します。

22 危険な空き家に対する解体撤去等の対応について

全国的に、過疎高齢化、景気の低迷などの理由から空き家が増えており、これらの空き家が倒壊の危険のほか、防災、環境、景観等様々な問題を引き起しています。

このような中で多くの地方公共団体において、いわゆる「空き家条例」が制定されていますが、法的な問題や財政的な問題により、危険な空き家の解消までには至らない状況にあります。

こうした問題に対応するため、一定のエリアを指定し危険な空き家の解消による地域活性化計画を作成し、計画の認定を受けた場合には、国の予算について枠を拡充して配分することを要望します。

更に、他の財産や生命に危害を与えるおそれのある場合は、所有者の意思に関らず、また所有者が居ない、或いは、不明な場合でも、行政が必要な改善措置がとれるよう、私権（財産権）の制限を強化するよう法の整備を行うことを要望します。